

労働法最前線

—企業人事の視点から見る労働法動向

世澤法律事務所 陳軼凡 監修

労働組合委員の労働契約

第99回(執筆担当:紀悦穎)

2015年2月2日、全国総工会は労働関係領域の10件の典型違法案件を集中的に通報し、その中で、ハルビンペプシコーラの労働組合主席に対する労働契約の違法解除が注目を集めました。

事案の概要は、14年12月1日にハルビンペプシコーラが従業員の暖房費の支給基準を引き下げたことにより従業員の不満を引き起こし、12月3日、会社労働組合主席は会社に従業員の意見を表明したところ、12月5日、会社は「業務理念と会社理念の不一致」を理由に、一方的に労働契約を解除する通知を発しました。

最終的にハルビン総工会がハルビンペプシコーラ社と交渉し、当社は労働契約を解除する行為が不当であったことを認め、労働契約解除の決定を撤回しました。

法律上、いかにして労働組合委員による有効な職権の行使を保障し、従業員の権益を確実に保護するかについて、以下に分析します。

(1) 労働組合委員に対する保護

「労働組合法」の規定によると、労働組合委員は任職した日より、その労働契約期限は任期満了時まで自動的に延長されます。ただし、在任期間中に、個人に重大な過失が存在する、または法定退職年齢に達した場合はこの限りではありません。

労働組合主席は、労働組合の法定代表者として、任期が満了するまで勝手に配置転換してはなりません。業務の必要上配置転換が必要な時、本級労働組合委員会と一級上の労働組合の同意を得ることが必要です。

(2) 労働契約の違法解除の法的責任

「労働組合法」の規定によると、労働組合委員が法に基づき職責を履行することにより労働契約を解除された場合、労働行政部門よりその業務を回復するよう命じられ、かつ労働契約を解除された期間の報酬を支払う、あるいは本人の年間収入の2倍の賠償を支払うよう命じられます。

「企業労働組合主席の合法的な権利と利益の保護の暫定弁法」の規定に基づき、労働組合主席に対する保護は、更に強化、明確化され、労働組合主席が法に基づき職責を履行し、会社が正当な理由なく労働契約を終了または解除する場合、上級労働組合は会社に法に基づきその労働契約の履行を継続することを督促し、元の職場での業務を回復し、労働契約を解除された期間に得べきであった報酬を補充払いする、あるいは本人の年間収入の2倍の賠償を与え、かつ労働契約の解除または終了時の補償金を支払わなければなりません。

会社が是正を拒絶する場合、上級労働組合は労働行政部門に、当該会社に是正を命令するよう要請し、権利と利益が侵害された労働組合主席が人民法院に訴訟提起することを支持するまでに至ります。労働争議が発生し、労働組合主席本人が仲裁申立てまたは訴訟を提起した場合、これに法的支援を提供しなければならず、全ての仲裁、訴訟費用を支払わなければなりません。

(3) 本案の場合

司法実務上、労働組合委員が労働組合の活動に参加した

ことにより労働契約を解除されたことの因果関係を証明することが難しいため、支持判例は比較的少ないです。

ただし、本案では労働組合主席が会社に意見を表明した後、2日隔てたのみで労働契約の解除を通知され、時間的に密接しているため、労働組合の職責履行により労働契約を違法解除されたと比較的容易に認定されました。本案では、ハルビン市総工会は会社との交渉を経て、会社に当該労働組合主席の労働契約を回復するよう要求しました。

企業の日常管理で、従業員側を代表して民主体管理または意思決定に参与し、従業員の利益を保護する者には、労働組合委員のほか、集団協議制度で従業員側を代表する協議代表および従業員代表大会制度での従業員代表が含まれます。法律上、これらの人員は以下のように保護されます。

(1) 集団協議の代表

「集団契約規定」の規定によると、従業員側の協議代表が協議代表としての職責を履行する期間中に労働契約が満了する場合、労働契約の期限は協議代表の職責の履行が完了するときまで自動的に延長されます。従業員側の協議代表が協議代表の職責を履行する期間、会社は正当な理由なくその職場を調整してはなりません。

(2) 従業員代表

「企業民主管理規定」の規定によると、法に基づき労働関係を終了または解除する従業員代表は、その代表資格を自ら終了します。ただし、従業員代表は法定業務期間内に法に基づき従業員代表大会およびその組織の各種活動に参加し、会社は正常に労働報酬を支払わなければならない、その給与およびその他の福利待遇を引き下げてはなりません。

< 筆者紹介 >

労働法チーム担当パートナー：陳軼凡、王林柱、董輝、翁維維、袁凱、諸韜韜、孫海萍

上海労働法チーム：紀樺・嚴静安・徐開元・殷利華・紀悦穎・朱誉鳴・魯建偉・黃翼ミン

北京労働法チーム：盧偉・王娜・許文実

広州労働法チーム：朱園園

世澤法律事務所は北京・上海・広州・香港・東京に拠点を展開。主な業務分野は、外商直接投資およびM&A、企業日常法務、労働問題、不正競争・独占禁止、知的財産権、債権回収、訴訟および仲裁、会社の解散・清算および破産など。

Web: www.broadbright.com

E-mail: broadbright@broadbright.com

【上海オフィス】

Add: 淮海中路93号大上海時代広場1109室

Tel: 021-5386-1618, 021-5386-1109 (日本語専用)